

(12) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成26年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

岡山市 企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金24,000円を支払うものとするこ
と。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成26年3月25日

(2) 事故発生場所

東伯郡湯梨浜町大字田後地内

(3) 事故の状況

鳥取県未来づくり推進局鳥取力創造課所属の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、駐車場内において発進する際、運転操作を誤って和解の相手方が設置する縁石に衝突し、同縁石を破損させたものである。